

平成29年度 文教委員会資料②

【議案第89号】

川崎市文化芸術振興条例の一部を改正する条例の制定について

資料 新旧対照表

市 民 文 化 局

(平成29年8月29日)

川崎市文化芸術振興条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市文化芸術振興条例 平成17年3月24日条例第8号</p> <p>(基本理念)</p> <p>第2条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性が尊重されなければならない。</p> <p>2 文化芸術の振興に当たっては、優れた文化芸術が深い感動と喜びをもたらすことを踏まえ、市民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境が整備され、文化芸術の発展が図られなければならない。</p> <p>3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の多様性を尊重し、地域で<u>育</u>まれてきた多様で特色ある文化芸術の保存及び活用並びに市の内外の地域との文化芸術の交流が図られなければならない。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、文化芸術の振興に当たっては、<u>文化芸術基本法</u>（平成13年法律第148号）第2条に定める事項が尊重されなければならない。</p>	<p>○川崎市文化芸術振興条例 平成17年3月24日条例第8号</p> <p>(基本理念)</p> <p>第2条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性が尊重されなければならない。</p> <p>2 文化芸術の振興に当たっては、優れた文化芸術が深い感動と喜びをもたらすことを踏まえ、市民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境が整備され、文化芸術の発展が図られなければならない。</p> <p>3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の多様性を尊重し、地域で<u>育</u>まれてきた多様で特色ある文化芸術の保存及び活用並びに市の内外の地域との文化芸術の交流が図られなければならない。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、文化芸術の振興に当たっては、<u>文化芸術振興基本法</u>（平成13年法律第148号）第2条に定める事項が尊重されなければならない。</p>